

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

[illegible]

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 132・164 号室空調設備緊急修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 特名理由

令和 6 年 4 月 4 日の午前中に大規模低温貯蔵庫に設置している空調設備の機能が低下し、適正な庫内温度を保つことが不可能となったとの連絡があり、メーカーに調査を依頼したところ、部品取替が必要と判明した。当該設備は、大規模低温貯蔵庫内の商品を保管するための必要不可欠な設備であり、運転できなければ、市場業務に多大な支障をきたすため緊急の修繕が必要である。

業者決定根拠

当該機器については、すべてダイキン工業株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはダイキン工業株式会社を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を施工できる唯一の業者はダイキン工業株式会社のみである。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 5 号規定に基づき、上記業者と契約締結をする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）